協働対話アジェンダ 「ビジネスモデルの持続性に関する重要な課題 (マテリアリティ)の特定化と開示」 のご紹介

2018-02-09

一般社団法人**協働対話**フォーラム 機関投資家**協働対話**フォーラム Institutional Investors Collective Engagement Forum

機関投資家による協働対話を支援

・機関投資家が協働で行う企業との「目的を持った対話」(協働エンゲージメント) を支援する目的で2017年10月に設立した一般社団法人。

「機関投資家協働対話プログラム」を主宰・支援

- ・パッシブ運用(インデックス投資)を行う機関投資家5社が参加(2018年1月現在) 企業年金連合会、三井住友アセットマネジメント、三井住友信託銀行、 三菱UFJ信託銀行、りそな銀行 (50音順)
- ・スチュワードシップ・コードの2017年5月改訂で「協働対話」の規定が新設 指針4-4 「機関投資家が投資先企業との対話を行うに当たっては、単独でこ うした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと (集団的エンゲージメント)が有益な場合もあり得る。」

パッシブ運用を行う超長期機関投資家による協働対話プログラムを主宰

長期的企業価値向上と持続的成長を通じて市場全体に資する

- 短期的な株主利益追求ではなく、企業の長期的企業価値向上と持続的成長に資することを通じて、市場全体のパフォーマンス向上を目指す。
 - 各機関投資家の個別対話活動と両輪。
- ・企業が抱える課題に関して、機関投資家と企業の間の認識の共有を図ることを 通じて、企業の主体的な経営方針に基づく経営を支援する。
- 当協働対話プログラムがまとめる「共通見解」は、他の投資家も同様の見解を有している場合もあると考えられ、資本市場を形成する企業・投資家双方に有益。
- 上記の目的を達するため、
- ①企業の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為(重要提案行為)は行わない。
- ②株式の共同取得や議決権行使の合意等の行為(共同保有の合意)は行わない

多数の投資家の「共通見解」に基づき企業の長期的企業価値向上を促す

共通見解→レター送付→ミーティングの3ステップで実施

- 1.アジェンダ(対話の議題)の設定と共通見解のまとめ プログラム参加機関投資家の事前協議により、建設的な対話に資するアジェン ダと「共通見解」をまとめます。
- 2.共通見解のレター送付

当該アジェンダに参加した機関投資家連名で共通見解をまとめたレターを送付します。企業からのご質問、お問合せ、ご意見に対応します。

3.ミーティング

実際にお会いして対話するミーティングの設定をお願いする場合があります。 事務局がファシリテートし、双方の課題認識を議論し、共有します。

■2018年1月に、「ビジネスモデルの持続性に関する重要な課題(マテリアリティ) の特定化と開示」について複数企業との対話活動を開始しました。

参加機関投資家の「共通見解」に基づき対話を実施します

対象企業選定の考え方

○積極的なCSR活動&ESG情報の統合的開示を行う先進企業のなかで、

+

当取り組みと開示充実により、持続的成長への確信がより一層強まる可能性 のある企業(時価総額上位から順に手紙を送付)

- ※具体的な対象企業名は非公表(対象企業に無用な圧力をかけないため)
 - •対象企業による公表は拒みません
 - ・送付社数も非公表(現在進行形のため)
 - 対象企業から承諾を得られた場合、一般向け活動報告等に企業名を記載し、 ベストプラクティス企業として紹介する可能性あり

多くの日本企業にとって参考となる模範事例になっていただきたい

環境・社会問題とESG情報に対する投資家の視点

環境・社会課題の影響と投資家が求めるESG情報

グローバルな環境・社会課題の影響

- 各国の法令・規則の強化や労働意識、消費行動の変化をもたらし、さまざまな 場面で企業の事業活動に影響
- 環境・社会課題は、企業経営の持続性という視点で重要な経営課題に

長期視点の投資家が求めるESG 情報

- •ESG の各要素を個別に外形的に評価するのではない
- ・どのように価値創造におけるリスクや事業機会として捉え、戦略的に行動しているのか、ビジネスモデルの持続性や戦略の実現可能性にどのような影響を与えるのかを理解するための情報

その企業が持続的成長を続けられるかどうかを判断するための情報

価値創造の源泉、競争優位の源泉に重大な影響を与えるリスク

環境・社会課題により、価値創造・競争優位の源泉である経営資源や無形資産等が優位性を失う、消失するとしたら

⇒ 中長期的な企業価値やビジネスモデルの持続性に影響を及ぼす重大なリスク

例: ・持続可能な漁業・農業の問題→重要な原材料の調達に支障を来たす

- ・問題のある労働環境を放置→人材の流出や労働カ不足、NGOからの指摘
- 安全性に関する消費者意識の高まりへの対応を怠る→品質保証や個人情報 保護に関する重大な事故

価値創造の源泉、競争優位の源泉に重大な影響を与えるリスク

- ①具体的な環境・社会課題を特定し、
- ②重要課題(マテリアリティ)として、経営陣・社内で認識、共有し、
- ③リスクを防ぐための具体的な対策 をとっていただきたい

環境・社会課題の領域の説明ではなく、具体的な課題の特定

環境・社会課題を捉えた成長機会

価値創造・競争優位の源泉を活用した成長

価値創造・競争優位の源泉を活用した環境・社会課題への対応は、新たな成長機会ともなり得る

SDGsは、世界的なビジネスチャンスともなり得る SDGsへの対応の表明=事業活動の社会的意義を示すに留まる例が多い

価値創造・競争優位の源泉を活用できるSDGsへの対応があれば、 成長機会として認識し、それらの源泉に積極的な成長投資を行っていただきたい

どれくらいの投資を行い、どれくらいの期間をかけて、どれくらいの収益を見込むのか、成長ドライバーとして戦略性を示す

SDGsの領域を成長機会として捉える

ビジネスモデルの持続性に関する重要課題(マテリアリティ)の特定化と開示

- ①取締役会などでの検討プロセスを含め、
- ②社内で認識している重要課題(マテリアリティ)と具体的な対応について、
- ③リスクと成長機会の2つの側面に分けて整理し、
- 4情報開示 をお願いしたい。

長年の事業活動の進化により、ビジネスモデルが複雑化し、価値創造の源泉が変化している場合がある。この機会に、

- 自社のビジネスモデルは何か
- ・価値創造の源泉、競争優位の源泉は何か

改めて整理、確認し、明確化していただきたい。

投資家は経営陣の認識と取組みをより正しく評価でき、持続的成長に確信をもてる

投資家が用いる「重要課題(マテリアリティ)」とGRIの「マテリアリティ」は異なる

CSR報告書などで、GRIに準拠した「重要課題(マテリアリティ)」の開示が多い。

環境・社会に関わるステークホルダーを重視した開示であり、 投資家は、十分な評価ができず、正しい企業価値評価に結び付きにくいのが実状

- ・国際統合報告フレームワーク: 組織の短・中・長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報
- ・経産省「価値協創ガイダンス」: 自社のビジネスモデルの持続性にとっての重要性(Materiality)

CSR報告書におけるGRI準拠の「マテリアリティ」記載は現状のままでもよいので、AR・統合報告書・有報などに、投資家にわかりやすい別の言葉を用いて記載していただきたい。

「マテリアリティ」という用語をさまざまな開示ガイドラインが用いているための影響

法人の概要と問合せ先

一般社団法人 機関投資家協働対話フォーラム Institutional Investors Collective Engagement Forum

住所: 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-2-14

新槇町ビル別館第一 東京アントレサロン

理事:代表理事•理事長 木村祐基

代表理事•事務局長 山崎直実

理事 大堀龍介

https://www.iicef.jp/

連絡先:<u>info@iicef.jp</u>

「機関投資家協働対話プログラム」と「対話のアジェンダ」について、お問合せ、ご意見、ご質問、その他すべて上記メールアドレスでお受けいたします。

一般社団法人**仿伽対話**フォーラム 機関投資家**協働対話**フォーラム Institutional Investors Collective Engagement Forum

「機関投資家協働対話フォーラム」とは

「一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム」は、機関投資家の適切なスチュワードシップ活動に資するよう、機関投資家が協働で行う企業との建設的な「目的を持った対話」(協働エンゲージメント)を支援する目的で設立された一般社団法人です。

当フォーラムは、複数の機関投資家とともに企業との協働対話(協働エンゲージメント)を行う「機関投資家協働対話プログラム」を主宰します。

協働対話フォーラム設立の背景

「『責任ある投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」では、機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、投資先企業の状況を的確に把握するとともに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図り、問題の改善に努めることが求められています。

2017 年 5 月のコード改訂では、指針 4-4 で、「他の機関投資家と協働して対話を行うこと(集団的エンゲージメント)が有益な場合もあり得る。」と規定されました。

当フォーラムは、コード改訂を踏まえ、複数の機関投資家による企業との協働対話(協働エンゲージメント)の支援を目的に、協働対話に関する各種プログラムの主宰・支援を主な事業として、2017年10月に設立されました。

機関投資家協働対話プログラム

複数の機関投資家による企業との協働対話の具体的な内容をご説明します。

機関投資家協働対話プログラムとは

当フォーラムが主宰する「機関投資家協働対話プログラム」には、協働して企業と対話を行おうとする機関投資家が参加します。当プログラムでは、当フォーラムが事務局を務め、参加した機関投資家間で投資先企業の課題を議論し、建設的な対話に資する共通のアジェンダ(対話の議題)を設定します。そして、アジェンダ毎に、当プログラム事務局が対象となる企業との協働対話を主宰し、ミーティングをファシリテート(司会、進行および議論の整理)しながら、企業と機関投資家の間の建設的な対話を支援します。



プログラム参加の機関投資家

当プログラムに参加している機関投資家は、インデックス投資などのパッシブ運用を行う投資家です。パッシブ運用は、投資資金の変動などにより日々の保有株式数の変動はあるものの、基本的に株式を保有し続ける超長期投資です。

2017 年 10 月現在、当プログラムには、企業年金連合会、三井住友アセットマネジメント、 三井住友信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行、りそな銀行の 5 社が参加しています。

当プログラムの目的

当プログラムが行う協働対話は、短期的な株主利益の追求が目的ではなく、参加機関投資家の顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大に結び付くように、企業の長期的な企業価値の向上と持続的成長に資することが目的です。また、事業活動の重大な変更を要求したり、投資先企業の経営の細部に介入することを意図するものではなく、企業が抱える課題に関して、機関投資家と企業の間の認識の共有を図ることを通じて、企業の主体的な経営方針に基づく経営を支援するためのものです。

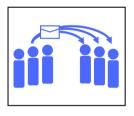
協働対話の方法

アジェンダ(対話の議題)の設定と共通見解のまとめ



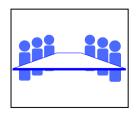
当プログラムに参加し協働対話を行おうとする機関投資家は、企業との協働対話に先立ち、事前協議を行います。ここでは、各社が認識する企業経営の課題について多面的な議論を行い、建設的な対話に資するアジェンダを設定します。議論の内容を踏まえ、アジェンダ毎に、参加する機関投資家の共通見解をまとめます。

共通見解のレターのご送付



当プログラム事務局より、当該アジェンダに参加した機関投資家と連名で、対象となる企業に、共通見解をまとめたレターをご送付します。レターでは、事前協議で見出した投資家共通の見解の内容とその背景や投資家の考え方をご説明します。レターは、投資家の考えを一方的に押し付けるものではなく、課題の認識の共有を図るためのものです。企業からのご質問や問合せ、ご意見に対応いたします。

ミーティング



当プログラム事務局より、当該アジェンダに参加した機関投資家と連名で、 共通見解のレターをご送付するとともに、実際にお会いして対話するミー ティングの設定をお願いする場合があります。ミーティングでは、当該ア ジェンダに参加する複数の機関投資家が出席し、共通見解やその意見の背 景となる投資家の考え方や理論をご説明するとともに、企業側の考え方、 方針などを伺います。当プログラム事務局がファシリテートしながら、課 題の認識の共有を図り、双方の考え方の相違や共通点を議論します。

当プログラムによる協働対話の特長

特長1 長期保有 & WinWinの関係

当プログラムに参加する機関投資家は長期投資を主な運用手法とします。当プログラムが行う 協働対話は、短期的な株主利益の追求ではなく、企業の長期的な企業価値の向上と持続的成長に 資することが目的です。

また、当プログラムにおいては、参加する機関投資家に対して、①企業の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為(金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に規定する重要提案行為等)及び②他の参加機関投資家との間で、共同取得若しくは譲渡の合意又は議決権等の行使の合意(金融商品取引法 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有の合意)やこれに準じる行為(議決権の行使予定に関する情報開示を強制する行為等)を禁止しております。

したがって、当プログラムが行う協働対話は、長期保有の投資家と企業の間で、企業が抱える 課題の認識の共有を図る対話であり、数の力の論理で投資家の考えを一方的に企業に押し付ける ものではありません。企業と投資家双方の利益に適う WinWin の関係を重視した対話です。

特長2 多様性 & 共通性

投資家は多様で、投資家個々にさまざまな運用方針があります。企業経営に対する意見もさま ざまです。アジェンダの設定の議論では、複数の機関投資家が多様な意見を交わし、相互の違い と共通点を見出しながら、企業との建設的な対話に資するアジェンダを設定し、共通の見解をま とめます。

このように多様な意見の中から見出されたアジェンダは、企業が抱える重要な課題であると考えられ、また、当プログラムに参加していない他の投資家も、当プログラムがまとめた投資家共通の見解と同様の見解を有している場合もあると考えられることから、当該共通の見解の提示は、資本市場を形成する多数の投資家にとっても有益であると考えることができます。同時に、企業にとっても、このような投資家共通の見解を、当プログラムを通じて効率的に聴くことが出来るので、有益であると考えられます。

HCEF

法人の概要

一般社団法人機関投資家協働対話フォーラムの概要をご案内します。

法人名

一般社団法人 機関投資家協働対話フォーラム Institutional Investors Collective Engagement Forum

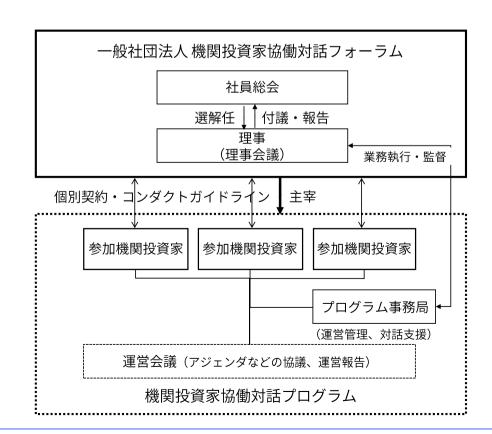
設立日

2017年10月2日

決算期

毎年9月30日

組織体制



HCEF

役員

代表理事

理事長 木村祐基



1973年一橋大学商学部卒業、野村総合研究所入社。企業調査部にて証券アナリスト業務に従事。第四企業調査室長、野村総研香港社長、エマージング企業調査部長を経て、1996年野村投資信託委託(現野村アセットマネジメント)に移籍。企業調査部長兼経済調査部長、参事コーポレートガバナンス担当などを歴任。2008年1月から2010年8月まで、企業年金連合会年金運用部コーポレートガバナンス担当部長。2010年11月から2014年7月まで、金融庁総務企画局企業開示課専門官。2014年、一般社団法人スチュワードシップ研究会を設立、代表理事に就任。

事務局長 山崎直実



1985年横浜国立大学経済学部卒業 株式会社資生堂入社。営業、商品開発・マーケティングに従事し、1995年、慶応義塾大学大学院修士課程に国内留学。1997年会社復帰し、経営企画、新規事業開発、ITを経て、2003年よりコーポレートガバナンス、ディスクロージャー、株主総会・株式実務を担当。GLとして、機関投資家や議決権行使助言会社、ESG調査機関、年金基金等との対話を重ね、IR/SRを推進。2014年資生堂を退職。同年、一般社団法人株主と会社と社会の和を設立、代表理事に就任。経産省「持続的成長への競争力とインセンティブ〜企業と投資家の望ましい関係構築〜(伊藤レポート)」委員、同省「コーポレートガバナンスの開示の在り方分科会」委員を歴任。

理事

大堀龍介



1987年東京大学経済学部卒業、野村證券株式会社入社、海外投資顧問室配属。 以後、野村総合研究所への出向を含めてセルサイド・アナリスト業務に従事。 1996年、JPモルガンの資産運用部門にバイサイド・アナリストとして入社。 調査部門を統括する調査部長を経て、2009年JPM運用本部(のちRDP運 用本部)本部長兼CIOに就任。2017年JPモルガンを退職。経産省「持続 的成長への競争力とインセンティブ〜企業と投資家の望ましい関係構築〜 (伊藤レポート)」委員。投資家フォーラム運営委員。



事業所

〒103-0027

東京都中央区日本橋3丁目2番14号 新槇町ビル別館第一2階 東京アントレサロン

連絡先

info@iicef.jp

担当:事務局 木村、山崎、大堀

「機関投資家協働対話プログラム」について、機関投資家からの参加希望・問合せ、企業からの 問合せ・ご意見・ご質問、その他、すべて上記メールアドレスでお受けいたします。

以上

2018-1-15

エンゲージメント・アジェンダ

ビジネスモデルの持続性に関する重要な課題(マテリアリティ)の特定化と開示

この度、機関投資家協働対話フォーラム(以下、当法人)は、当法人が主宰する機関投資家協働対話プログラム(以下、当プログラム)に参加する企業年金連合会、三井住友アセットマネジメント、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、りそな銀行(50音順、以下、参加機関投資家)の5社とともに、企業の「ビジネスモデルの持続性に関する重要な課題(マテリアリティ)の特定化と開示」をお願いする手紙を複数の企業に差し上げ、協働対話をお願いいたしました。

* * *

1. 対象企業

これまで積極的に CSR、ESG (環境・社会・ガバナンス) に取り組まれるとともに、日本 企業のなかでも先進的に ESG に関する非財務情報の統合的な開示に取り組まれている企業 のなかで、当アジェンダに関する取り組みと開示を充実することにより、長期投資家から の事業の持続的成長に対する確信がより一層強まる可能性のある企業を対象としました。 該当する企業のうち、時価総額上位から順に手紙を差し上げています。

なお、具体的な対象企業名の公表は差し控えさせていただきます。(ただし、対象企業による公表を拒むものではありません。また、対象企業からの承諾が得られた場合、当法人の一般向けの活動報告などに具体的な企業名を記載することがあります。)

2. 内容

当アジェンダについて、参加機関投資家が時間をかけて議論し、相互の違いを踏まえながら以下のような共通の見解を手紙にまとめ、対象の企業にお送りしています。

(1). 環境・社会課題に対する投資家の視点

昨今、環境や社会を巡る課題は、グローバルに関係しあい、各国の法令・規則の強化や 労働意識、消費行動の変化をもたらし、企業の研究開発、調達、生産、販売から製品の消 費、廃棄に至るさまざまな場面で事業活動に影響を与えています。特に、最近の環境・社 会課題は、温暖化対策や地域コミュニティとの関係といったよく知られていた課題から拡

- 般社団法人**協働対話**フォーラム 機関投資家**協働対話**フォーラム Institutional Investors Collective Engagement Forum

大し、グローバルな人権問題やサイバーセキュリティ、働き方に関する課題など多岐にわたるようになっています。もはや環境・社会課題への対応は、自然保護や社会貢献という視点ではなく、企業経営の持続性という視点で重要な経営課題になっていることはご承知のとおりだと思います。

ESG 情報は、長期的視野に立つ投資家にとって、企業を評価するための情報として重要性が非常に高まっています。投資家が求める ESG 情報の多くは、企業が社会との関係をどのように価値創造におけるリスクや事業機会として捉え、戦略的に行動しているのかというものです。投資家は、ESG の各要素について、それぞれを個別に外形的に評価するのではなく、企業のビジネスモデルの持続可能性にとっての重要な課題(マテリアリティ)に対する情報、つまり、中長期的な企業価値向上の中で ESG をどのように位置づけているか、企業のビジネスモデルの持続性や戦略の実現可能性にどのような影響を与えるのかを理解するための情報として捉えています。

投資家にはさまざまな投資方針、企業評価分析の手法があり一律ではありませんが、一般的に、企業の成長の可能性を「機会」として評価し、将来のキャッシュフローとして見積もると同時に、ダウンサイドの「リスク」を割引率や資本コストに見積もることも行います。投資家が想定するリスクを企業がリスクとして認識せず、十分な対策をとっていないならば、資本コストは高く見積もらざるを得ません。逆に、企業がリスクとして認識し十分な対策を採っているのなら、投資家は資本コストを低く見積もることができ、結果として企業価値を高く評価することができます。つまり、企業のみなさまは、投資家に、成長への取り組みを説明するだけでなく、リスクへの取り組みを説明することも、企業価値評価を高めることに結びつけることができます。

このような投資家の企業評価の方法をご理解いただいたうえで、以下のように「ビジネスモデルの持続性に関する重要課題(マテリアリティ)の特定化と開示」について、取り組みと協働対話をお願いするものです。

(2). ビジネスモデルの持続性に関する重要な課題(マテリアリティ)の特定化と開示のお願い

現在、企業の競争力や持続的な収益力を決定づける要素が、施設・設備等を量的に拡大することではなく、人的資本や技術・ノウハウ、知的財産等の無形資産を確保・強化することにシフトしつつあります。環境・社会課題により、これらの価値創造の源泉、競争優位の源泉である経営資源や無形資産等が優位性を失う、消失するといったリスクがあるとするなら、このリスクは、中長期的な企業価値やビジネスモデルの持続性に影響を及ぼす重大なリスクとなります。例えば、持続可能な漁業・農業の問題に対応しきれず重要な原

- 般社団法人**協働対話**フォーラム機関投資家**協働対話**フォーラム

材料の調達に支障を来したり、問題のある労働環境を放置したために、重要な人材の流出や労働力不足を招いたり、NGOからの指摘を受けたり、または、消費者の安全性に関する意識の高まりへの対応を怠り、品質保証や個人情報保護に関する重大な事故を起こしたりするなどのリスク案件が頻発しています。これらの価値創造の源泉、競争優位の源泉に重大な影響を与えるリスクとして、企業の事業活動における具体的な環境・社会課題を特定し、それらを重要課題(マテリアリティ)として、経営陣をはじめ社内で認識、共有し、リスクを防ぐための具体的な対策をとっていただくことが重要と考えます。

一方、価値創造の源泉、競争優位の源泉を活用したグローバルな環境・社会課題への対応は、新たな成長機会ともなり得ます。国連サミットで採択された「SDGs」(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)は、世界的なビジネスチャンスです。昨今、SDGsへの対応を表明する企業が増えていますが、企業が行う事業活動の社会的意義を示すに留まる例が多く見受けられます。企業は、自社の価値創造・競争優位の源泉を活用し新たな事業を展開できるSDGsの領域を成長機会として認識し、重要な役割を果たすそれらの源泉に積極的な成長投資を行っていくことが重要と考えます。例えば、自社の事業のひとつがSDGsに貢献できるとするならば、その取り組みにどれくらいの投資を行い、どれくらいの期間をかけて、どれくらいの収益を見込むのか、その事業の成長ドライバーとして戦略性を示していただくことも重要です。

このようなビジネスモデルの持続性に関する重要課題(マテリアリティ)について、取締役会などでの検討プロセスを含め、社内で認識している重要課題(マテリアリティ)と具体的な対応を、リスクと成長機会の2つの側面に分けて整理し、情報開示をお願いしたいと思います。こうすることで、投資家は、経営陣の認識と取り組みをより正しく評価することができ、企業の持続的成長に対し確信をもつことができると考えます。

- (3). ご留意いただきたいこと:ビジネスモデルと価値創造・競争優位の源泉の明確化 そのためには、まず、ビジネスモデルと価値創造の源泉、競争優位の源泉を、改めて明 確化していただく必要があります。長年の事業活動の進化により、ビジネスモデルが複雑 化し、価値創造の源泉が変化していることがあります。ビジネスモデルの持続性に影響を 及ぼす重要な環境・社会課題(マテリアリティ)の特定化プロセスを、自社の持続的成長 を考える絶好の機会として、自社のビジネスモデルは何か、価値創造の源泉、競争優位の 源泉は何かを、改めて整理、確認し、明確化していただきたいと考えます。
- (4). ご留意いただきたいこと:投資家が用いる「重要課題(マテリアリティ)」の用語 重要課題(マテリアリティ)の開示に関して、多くの企業が、自社の環境・社会貢献的 なCSRの活動領域を示すに留まり、投資家が求めるビジネスモデルの持続性に関する重要な

- 般社団法人**協働対話**フォーラム 機関投資家**協働対話**フォーラム Institutional Investors Collective Engagement Forum

リスクと機会の課題として明確化されていません。

これは、「マテリアリティ」という用語をさまざまな開示ガイドラインが用いているために起きている影響と考えています。多くの企業が、CSRに関する開示ガイドラインである「GRIサステナビリティ・レポーティング・スタンダード」で用いられる「マテリアルな側面」を記載しており、環境・社会に関するステークホルダーを重視した開示が多く見受けられます。このようなGRIに準拠したマテリアリティ分析の結果の開示には、投資家は、企業がビジネスモデルの持続性に関する重要課題を認識し、十分な対応をしているかどうかを評価することができず、正しい企業価値評価に結び付きにくいのが実状です。

投資家を主たる利用者として想定する「国際統合報告フレームワーク」では、「重要課題(マテリアリティ)」は、「組織の短・中・長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報」と定義され、また、2017年に経済産業省が発表した「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス-ESG・非財務情報と無形資産投資-(価値協創ガイダンス)」では、「自社のビジネスモデルの持続性にとっての重要性(Materiality)」と示されています。

もちろん、情報開示にあたっては、「マテリアリティ」という言葉に固執するものではありません。現在のCSR報告書などにおけるGRIに準拠した「マテリアリティ」に関する記載はそのままで、別の言葉、例えば、「ビジネスモデルの持続性に関する重要課題」「価値創造・競争優位の源泉に著しい影響を与えうる重要課題」などの投資家にわかりやすく理解されやすい言葉を用いて、アニュアルレポートや統合報告書、有価証券報告書などの投資家向けの資料に、CSRの文脈のマテリアリティとは別に記載していただけたらと思います。

* * *

以上のような内容で協働対話を開始いたしました。他にご興味のある協働対話のテーマをお持ちの投資家の方々、あるいは企業の方々からの率直なご意見・ご質問等がありましたら、ぜひご連絡をいただきたいと思います。

連絡先

一般社団法人 機関投資家協働対話フォーラム 事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-2-14 新槇町ビル別館第一 東京アントレサロン 担当 代表理事 事務局長 山崎直実

メールアドレス info@iicef.jp

以上